

## 減免対象者の範囲

障害の区分		障害の程度		
		本人運転の場合	家族運転・常時介護者運転の場合	
身体障害者手帳	視覚障害	1級～3級・4級の1	1級～3級・4級の1	
	聴覚障害	2級・3級	2級・3級	
	平衡機能障害	3級	3級	
	音声機能障害	3級 (咽頭摘出による音声機能障害に限る)		
	上肢不自由	1級・2級	1級・2級	
	下肢不自由	①1級～6級 ②7級で他の障害を複合する場合は、手帳が1級・2級	①1級～3級 ②4級～7級で他の障害を複合する場合は、手帳が1級・2級	
	体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級	1級・2級
		移動機能	1級～6級	1級～3級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の機能障害	1級・3級	1級・3級	
	肝臓の機能障害	1級～3級	1級～3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	1級～3級	
	戦傷病者手帳	視覚障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
聴覚障害		特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
平衡機能障害		特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
音声機能障害		特別項症～第2項症 (咽頭摘出による音声機能障害に限る)		
上肢不自由		特別項症～第3項症	特別項症～第3項症	
下肢不自由		特別項症～第6項症・第1款症～第3款症	特別項症～第3項症	
体幹不自由		特別項症～第6項症・第1款症～第3款症	特別項症～第4項症	
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓の機能障害		特別項症～第3項症項症	特別項症～第3項症項症	
療育手帳	A1・A2	A1・A2		
精神障害者保健福祉手帳	1級 (自立支援医療受給者証交付のものに限る)	1級 (自立支援医療受給者証交付のものに限る)		

※障害の程度は、手帳そのものの等級ではなく「障害の区分(内臓の場合は臓器別)」ごとの障害等級により判断されます。  
(下肢を含む複合障害の場合のみ、手帳の等級で判断します。)